	(についての安全音 凹合	I man a I a I a I a I a I a I a I a I a I a
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
1 国民健康保険について		
① H30年度から国民健康保険の都道府県化が始まる。今年度の 国保料は据え置きであったが、引き下げは市民の願いであ り、来年度の国保料を引き下げること。	平成30年度からの新しい国保制度の施行により、市町村国保の 財政リスクの緩和策や国の新たな財政支援が実施されます。 本市は、将来的な財政見通しを踏まえ、公平な負担のあり方に ついて検討した結果、平成30年度の国保料率は、高齢者や低所 得世帯の負担となっている資産割を廃止し、賦課総額を引き下げ る改定を行うこととし、国保運営協議会に諮問しました。 先般、当協議会で市の提案は妥当である旨の答申をいただきま したので、これらを反映した予算案と条例改正案を市議会2月定 例会に提案します。	福祉部
② 18歳未満の子どもについて、均等割りの対象としないこと。	子どもの均等割に対する軽減制度は、少子化対策として国が制度化するべきものとして、全国市長会で要望している事項ですので、引き続き議論の動向を注視していきたいと考えております。なお、18歳以下の均等割の軽減制度を設ける場合は、独自の新たな財政負担を行うか、保険料率の引き上げが必要になりますので、市単独で軽減を行う考えはありません。	福祉部
③ 市独自の窓口一部負担金減免制度は使いやすいように改善し、H30年度以降も存続させ、安心して受診できるようにすること。短期保険証はすべて郵送し、国保加入者に届けること。資格証明書は発行しないこと。	一部負担金減免の適用に関しては、国保の都道府県化における 県内の統一化が先送りになりました。本市は、国保制度が加入者 相互で保険料を負担し合いながら運営する制度であることを勘案 し、滞納者には適用しないこととしておりますので、当面この運 用を変えることは考えておりません。 短期被保険者証の交付は、滞納者に対して直接接触する機会を 増やし、納付相談につなげるために実施しているものですのです 郵送することは考えておりません。なお、受診のために保険証 必要としている方には、窓口で納付相談に応じていただいたうえ で即日発行しております。 資格証明書は、特別な事情がないにもかかわらず納付相談に応 じない場合や、所得・資産の状況から保険料の負担能力があると 認められるにもかかわらず一定期間納付がない場合に交付することとしており、負担の公平の観点から必要な措置だと考えています。	福祉部

要望項目	*(C) () () () () () () () () ()	担当部
④ 国民健康保険財政への国庫負担を増やすよう国に求めること。県に対しても、財政負担を求めること。	左に対する対応方針等 国保財政に対する国の公費負担は、平成27年度より1700億円が拡充され、平成30年度より1700億円が追加投入されることとなっていますので、国への要望は、平成30年度以降の当面の財政運営を踏まえて検討すべきと考えます。ただし、地方単独事業に係る減額措置(ペナルティ)に関しては、国保だけが課せられている不条理なものと考えておりますので、この減額措置の廃止を引き続き要望してまいります。 また、ペナルティ措置に係る補てんについては、特別医療費助成を実施している県の責任において財源を確保すべきものと考えておりますので、引き続き県に対して応分の負担を要望してまいります。	祖当部 福祉部
2 介護保険(第7期介護保険事業計画)について		
① 高すぎる介護保険料を、基金や一般会計からの繰り入れを 行って引き下げること。保険料減免制度は対象者が限られ るため、安心して利用できる制度に拡充・改善すること。	介護保険給付の財源とするため、法律で定められた負担割合以上に一般会計から繰り入れることは、被保険者が保険料を出し合い、そこに公的な資金も加えて、介護を国民全体で支えていくという介護保険制度の基本原則から外れるため困難です。 保険料減免制度は、災害・疾病・失業等により一時的に保険料の納付が困難になった場合、申請により保険料の支払いを猶予又は減免する制度です。 申請・相談があれば、減免等の対象になるかどうか、適切に対応させていただいています。	福祉部
② 高齢化率の高い本市の特徴に見合った計画にすること。高齢夫婦世帯、一人暮らしの高齢者など家で生活したくてもできない高齢者に対し、特別養護老人ホームを増設すること。ショートステイで利用できるベット数を増やすこと。重度でも自宅で生活できるように、24時間訪問介護・看護の体制を充実すること。	第7期介護保険事業計画は、本市の高齢化率やサービスの利用 状況等の現状を踏まえ、今後の見込みを推計し、本市の実情に 合った計画とするよう現在策定中です。 特別養護老人ホームについては、第7期中は整備は行わず、住 み慣れた地域での住み替えが可能となるよう、地域密着型特定施 設入居者生活介護の整備計画を盛り込むよう検討中です。	福祉部
③ 介護保険は、公費と保険料の負担割合が50:50となっている。公費の割合を高め、保険料の負担が軽くなる制度に変えるよう国に求めること。あわせて国庫負担を増やすよう求めること。	介護保険財政の健全な運営のため、地方自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国の負担割合を引き上げるよう、市長会として要望しており、今後も継続して要望していきます。	福祉部

要望項目	*(C) (* C v) 安主首 四台 	担当部
④ 保険料滞納者がサービスを利用するときに受ける制裁措置	滞納者に対する給付制限は、被保険者間の負担の公平性の観点から保険料の納付意識を高めてもらうために行われるものであり、緩和することは困難です。 生活保護受給者の保護開始前の介護保険料の滞納分については、納付義務が消滅するわけではないため、徴収をしないということにはなりません。	福祉部
3 後期高齢者医療制度について		
① H30年度は保険料の改定が行われる。市として広域連合に保険料の引き下げを求めること。	後期高齢者医療保険料については、鳥取県後期高齢者医療広域連合が医療費の状況や国県市町村の負担金、医療保険者からの支援金等を勘案して決定されるものですので、引き下げを前提とした要望を行う考えはありません。ただし、平成30年度は保険料率の改定年度となりますので、改定に向けた試算の結果をみたうえで、市としての適切な意見を述べていきたいと考えております。	福祉部
4 子育て支援の拡充について		
① 子どもの医療費の自己負担軽減のため、当面、就学前までの外来の窓口負担をなくすこと。	子どもの医療費の軽減については、平成28年度から助成対象年齢を高校生まで拡大しましたが、本来、少子化対策の一環として国の責任において実施することが適切な事業と考えており、国に対してその制度化を要望しています。 なお、外来窓口負担の無料化を行うことについては、多額の財政負担が生じることから、実施することは困難と考えています。	福祉部
② 第1子からの保育料の軽減をはかること。	鳥取市の保育料は、現在国基準と比べて3歳未満児は7割、3歳以上児は8割に設定すると共に、保育料の所得別階層を更に細分化することで負担の軽減を図っています。また、平成27年9月から第3子の無償化、平成28年4月から低所得者世帯の第2子や同時在園の2人目に対する無償化や軽減に取り組んでおり、現時点では、本市独自での第1子からの保育料の軽減は現状では難しいと考えますが、現在、国において幼児教育・保育の無償化について検討されているところであり、今後の国の動向も見極めていきたいと考えております。	健康こども部

要望項目	大に フィ・ミック 安 主 自 ・ 口 石	担当部
③ 認可保育所を増やし、通年を通して待機児童の解消に取り組むこと。	子ども・子育て対策新制度が始まって以来、保育園等への入園 希望者は増加しており、このような希望者の増加に対応するため、本市では民間事業者による小規模保育事業所開設等に対して 支援を行うなど定員を増やす取り組みを行ってまいりました。本 年4月には、民間の認可保育園1園が開園を予定しており、今後 も引き続き、待機児童対策として施設整備の際の定員の見直しや 保育士の確保に積極的に取り組んでまいります。	健康こども部
④ 任期付短時間勤務保育士制度はやめ、常勤正職の保育士を増やし、保育環境の改善をはかること。これ以上、公立保育園の民営化はしないこと。	【総務部】 任期付短時間勤務職員の保育士は、①臨時職員より処遇の良い任用形態とすることで、人材確保を容易にすること。②より責任を持って公務に従事することのできる人材確保 を目的に導入したものです。 子ども子育て支援新制度により保育サービスが拡充される中、今後も、正規職員のほか、任期付短時間勤務やパート勤務など多様な任用形態を機能させて、保育園の適切な運営体制の維持を図りながら、保育環境の維持・改善に努めます。 【健康こども部】 公立保育園として、民間の参入が難しい地域での保育を担うことや本市が市民ニーズを把握する上でも、園の規模や配置バランスに考慮しつつ、一定の数の公立保育園を運営していくこととや要と考えておりますが、民間運営の保育園においても質の高い保育の提供をいただいており、民間に担っていただけるところは民間に担っていただくことも必要と考えております。	総務部 健康こども部
⑤ 放課後児童クラブは、待機児童調査を毎年行い、希望者が 全員利用できるようにすること。4年生以上の利用について も対応できるようにすること。	待機児童調査については、実施する時期、内容等を含め、鳥取市放課後児童クラブ連合会の意見を聞きながら検討したいと考えています。 また、4年生以上の利用については、本市においても積極的に取組んでいるところであり、今後も引き続き、クラブ保護者会に働きかけていくとともに、入級児童数が増加するクラブにおいては、分割、拡充を行っていきたいと考えています。	教育委員会

	[に*ノいての安全者 凹合	I man a I a I man
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
5 教育について		
① 来年度から始まる小学校での道徳の特別の教科化に伴い、 学級担任教員の多忙化を防ぐ対策を講じること。	道徳の特別の教科化に伴い増える業務としては、通知表や指導 要録への評価の記入が考えられます。これについては、平成30年 度から導入する校務支援システムにおいて、電子化が可能となる ため、手書きに比べ負担の軽減が図れると考えています。研修会 等で情報を提供したり、学校現場の声を拾ったりしながら、円滑 に導入され、課題に対しては対応できるような体制を整えていき たいと考えています。	教育委員会
られている教職員数50 名以上の学校だけでなく、それ以下の学校にも対応できるようにすること。	ては、産業医の配置はしておりませんが、衛生推進者を配置し、 労働安全衛生規則に則り職員会などの機会を捉え、教職員との話 し合いの場を持つなど、日常的に職場環境の改善につとめており ます。 今後も、教職員の安全及び健康確保について推進してまいりた いと考えております。	教育委員会
③ 就学援助制度の対象世帯を広げ、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費も対象にすること。また、援助額を拡充すること。	本市では、学用品費等について就学援助を行っております。 就学援助制度は、自治体ごとに予算の範囲おいて就学に要する 費用を支給する制度であり、PTA会費、生徒会費、クラブ活動 費を援助の対象とするのは困難と考えます。 なお、本市では、平成29年度、国による要保護世帯への新入学 児童生徒学用品費の単価改定に伴う支給金額増額を行っておりま す。 今後も、社会情勢を考慮し、引き続き援助を必要とする世帯へ の支援を行ってまいります。	教育委員会
④ 来年度から給食費が公会計となることから、学校給食費の 無償化を検討すること。	学校給食の経費については、法に定める経費の負担区分により、施設・設備の維持管理や配送・調理業務等に要する経費は、学校の設置者である市が負担しており、これ以外の原材料費等に係る経費は保護者に負担していただいております。 なお、経済的な理由により給食費を負担することが困難な家庭に対しては、学校給食費の一部の援助を行っており、学校給食費の無償化については、現在のところ困難と考えています。	教育委員会

2010年度 発度先 丁昇と旭永に パ・ピッ安宝音 四合		
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
⑤ 学校給食センターのあり方の検討については、今以上の大型化、集約化はしないこと。	学校給食センターにつきましては、「鳥取市公共施設再配置基本計画」の考え方に基づき、必要な規模の確保及び民間活力を導入し、可能な限り統合を検討する考えに基づき、衛生管理基準に沿うよう、今後、あり方の検討を行ってまいります。	教育委員会
6 市営住宅について		
① 公営住宅の提供は、市民生活の安定に資するように、空き室解消に積極的に取り組むこと。あわせて、保証人がいない場合などの入居者は、残置物の撤去処分が困難になることが十分予想されることから、本人と交流のある兄弟姉妹又は実子等の連絡先の事前の把握、生活保護の利用者などについては、福祉的援助をおこなう担当課との情報交換や連携を図るなど、可能な限りの対応をおこなうこと。	入居者が退去した後の空き室については、今後も、速やかな入居者募集に努めるとともに、無断退去等による残置物のある空き室についても、本人・連帯保証人・親族の追跡等、引き続き粘り強く調査・交渉等に取り組み、少しでも早く残置物の撤去・処分を行い、より多くの空き室を募集に出すことができるよう努めます。 連帯保証人を免除した入居者には緊急連絡先を届出いただいていますが、毎年収入申告等の機会を捉えて、緊急連絡先の再確認を行うとともに、福祉関係部局等の関係機関と可能な範囲で情報交換するなど連携を図り、万が一、残置物が生じた際でも撤去処分に支障を来さぬように取組を行って参ります。	都市整備部
7 地域経済活性化について		
① 業者の営業支援と循環型地域経済の形成、また雇用確保に よる税収にも確実に反映する住宅リォーム制度を復活・継 続すること。	ショック後、大きく景気の影響を受けた建設業界を間接的に支援できることもあり始めた臨時的な補助制度です。景気動向も比較的安定している現状において、地域経済対策として補助制度を再開する必要性は低いと考えています。	経済観光部
② 中小企業・小規模企業振興条例の理念を実現するために、 市内事業者へ景況感や経営状況、雇用状況などの実態調査 を行い、施策に生かすこと。	現在、国、県、支援団体等を含めて様々な中小企業・小規模企業の実態調査が実施され、本市もその結果を活用しています。また、個別の企業訪問やアンケート等を通じて、本市独自の実態の把握も行っており、今後も費用対効果を勘案しながら必要な実態把握は実施していきます。	経済観光部

ロープ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	<u> </u>	担当部
8 公共交通について		
① 100円循環バスの路線の見直しにあたっては、中心市街地やその周辺から住民の足の確保を求める声が強いことも考慮し、特に運行コースの見直しや新設をおこない、住民の意見に最大限沿うように対応すること。路線等の見直しや新設においては、関係機関やバス会社の判断ではなく、利用者を中心とする住民との意見交換を行うこと。(説明:住民組織の代表だけの意見とともに、利用している住民からどう利用しているのか、乗車する住民が増える提案を出してもらうなど積極的に提案を聞くような意見交換をおこなうこと)	鳥取市100円循環バス「くる梨」は、中心市街地活性化方策の一つとして、平成16年1月から運行しており、運賃が1人・1回100円であること、中心市街地の公共施設や商業施設等を巡回すること等から、平成28年度は約38万人という多くの方に利用いただいています。また、このような運行形態をとっていることから、路線近隣の市民の皆様から「くる梨」を運行してほしいという要望を多くいただいているところです。「くる梨」の運行路線の見直しは、市役所本庁舎の移転に合わせて行う予定にしており、見直しに当たっては、路線周辺の皆様や利用されている方の声はもとより、中心市街地の活性化・回遊性の確保、『生活交通』として利用されている実態、バス事業者が運行するバス路線と重複しないこと等を念頭に置きながら、慎重に検討を進めていきたいと考えています。	都市整備部
9 ごみの減量化と新可燃物処分場建設について		
① 新可燃物処理施設建設及び運営の計画について、将来的な 財政負担も含め、市民に知らせ、説明すること。神谷清掃 工場及び青谷、国府、福部の各クリーンセンターの解体計 画も示すこと。	新可燃物処理施設建設及び運営の計画については、事業主体である東部広域行政管理組合のホームページに施設の建設費や運営管理費の債務負担行為など予算関連資料を掲載し、広報に努めているところです。今後も、入札により建設や運営管理に係る具体的な額が決定次第、広く住民の皆様にお知らせしていくこととしています。 また、今年度末に稼働停止する国府町クリーンセンター、レインボーふくべ、ながおクリーンステーションの解体については、平成30年度以降、財源や優先順位などを考慮した計画を策定することとしており、市民の皆様にお示しすることとしています。	環境下水道部
② ごみの減量化(特に事業系ごみ)を進め、ごみ処理のコスト削減を図ること。	ごみ減量化の取り組みについては、分別収集の徹底を図るなど、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。 事業系ごみにつきましては、企業訪問等により啓発・指導を行い、減量化の取組みを働きかけたいと思います。	環境下水道部

	でしていての安全者 凹合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
日 公共施設のあり方について ① 公共施設再配置基本計画に基づく整備については、効率化や事業費削減ありきのPPP/PFI導入はしないこと。	今後限られた財源の中で、公共施設の整備等においてPPPを導入し、公民の一層の連携・協働を図りたいと考えています。これまで、行政が行ってきた公共施設の整備等に民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に発揮できる環境を構築することで、公共サービスの向上、施設の有効利用、地域経済の活性化、施設整備費の縮減、業務の効率化などにつなげていきたいと考えています。また本年度には、PPP/PFI手法の優先検討規程の策定対象が、人口20万人以下の自治体にも適用拡大されました。このような状況から本市では、本年10月「鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針」を策定し、積極的に公民連携(PPP)を進めることとしています。	総務調整局
② 指定管理者制度では、市民目線で適切な管理運営が行われているのか、市の責任あるモニタリングとなるようチェック項目や内容の精査を行い、事業者とともに改善に向けた取り組みができるようにすること。	本市におけるモニタリング制度は、指定管理者と市が、指定管理施設の管理運営状況と課題を把握し、共に適正な施設の管理運営や利用者満足度の向上に努めることを目的としています。 一方で、その取扱いに関し担当課ごとにバラつきがある等の課題が見られることから、今後、必要な見直しを行うとともに、施設所管課会議を通じて周知徹底を図ることにより、モニタリング制度の適切な運用に努めてまいります。	総務部
11 防災・災害支援対策について		
① 鳥取市の災害見舞金制度の金額の倍増と、支給対象は住家となっているが、介護・福祉施設なども対象とするよう拡大すること。	災害見舞金は、住家が自然災害等により被害を受けた場合に、 り災された方の再起更生を期することを目的に市民個人を対象に 支給しています。 介護施設、福祉施設の被害については、事業者において他の支 援制度を活用していただくようお願いします。入所者について は、見舞金の対象としておりません。 なお、見舞金の金額について、倍増することは現時点では困難 です。	福祉部

	はにづいての安全者 凹合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
② 大雪対策として災害対策本部の設置基準は、独自に積雪量を考慮したものに見直し、早期に万全な配備体制を確立すること。	積雪に備えて、①早い段階での雪に対する体制の確保、②積雪、除雪等に関する適切な情報伝達、③除雪作業出動基準等の見直し、④市民生活に関係する各種団体等との連携、⑤町内会等での除雪活動への支援などを明確にした「鳥取市積雪対応指針」を本年12月に策定しました。今後は、この指針に基づき、積雪に対応していきたいと考えます。	防災調整監
③ 台風21号による河原町の浸水被害の再発防止のために、樋 門操作の検証結果と住民の被害の実態・住民の意向にもと づいた浸水防止対策・住民避難に関する必要な対策と予算 を確保すること。	河原町渡一木、河原地内におきましては、台風18号において床上浸水18件、床下浸水11件、台風21号において床下浸水4件の被害が発生しました。このため、国交省では浸水現象の解明のためシミュレーションが行われています。また、樋門管理者である国、県ならびに樋門操作受託者である鳥取市の三者が連携し、適切な避難のための関係者間の情報共有と地元への情報伝達体制を確立するとともに、浸水被害を軽減するため、排水ポンプ車等の配備、確実な樋門操作等についての検討を行っています。河原町佐貫地内におきましては、台風18号において床上浸水5件、床下浸水11件の被害が発生しています。このため、平成29年度に補正予算を計上し、浸水区域の調査などを行っていきます。今後は本調査結果に基づき具体的な内水対策を検討、実施していく予定です。	都市整備部
12 地域コミュニティの除雪活動について		
	町内会は、市政を推進する上で重要なパートナーであると認識しており、その組織強化は、地域生活を守るために重要です。高齢化が進展する中、各町内会は日ごろから防災・福祉・環境など地域の課題解決に向け、主体的かつ自主的な取り組みを進められてきており、除雪についても町内会としての活動を支援することが、地域コミュニティの維持、発展につながるものと考えています。	地域振興局

	(についての安全音 凹合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
② 地域コミュニティの除雪活動への補助金は、自治会の構成 員数や高齢化率、市道距離数・費用負担も考慮したものに すること。(主な幹線は、国・県・市が直接除雪するが、そ れ以外の市道の多くは生活道路である。自治会への支援は 上限5万円としても、構成員数、生活道路としての延長距離 や費用負担の状況も考慮した加算できる制度にすること)	地域コミュニティ除雪活動支援事業は、平成28年度臨時支援事業の実績や町内会等へのアンケート結果などを踏まえ、①補助率(4分の3)や補助上限額(5万円)は臨時支援事業と同様、②発動条件を大雪警報レベルから大雪注意報レベルに下げる、③事前の制度周知を図る、とし恒常的な制度としてスタートさせました。 今後もニーズを見極め、必要に応じて制度の見直しを図っていきたいと考えています。	地域振興局
13 職員採用と増員に関すること		
① 精神障がい者の採用試験は、関係法令の趣旨を積極的に生かした行政の取り組みとして一般採用試験ではなく、市独自の枠を設定して、採用試験を行うこと。	精神障がい者の採用試験は、障がい者対象採用試験において、平成30年度採用分の採用試験から精神障がい者の方も受験対象として採用試験を実施しています。また、非常勤職員の採用試験についても同様に、平成30年度採用分の障がい者対象試験から精神障がい者の方も受験対象として採用試験を実施することとしています。今後も、一般の採用試験ではなく、障がい者対象試験として実施していきたいと考えています。	総務部
② 生活保護の担当職員は、国家資格である社会福祉士を取得した職員を配置すること。また、ケースワーカーの基準数は、高齢者の世帯の増加にみられるように、関係機関や地域の民生委員との連携を図り、特に身寄りの少ない方に対する訪問・相談等のきめ細かな支援を行うためには、基準数を上限にせず、積極的に職員の増員を行うこと。(説明:少子高齢化に対応して、がん・認知症などの病気による身体的状況の変化に加え、社会環境の変化で人間関係が希薄になり、より複雑で困難なケースが増加している。単に地域ボランティアの相互扶助的組織だけでなく、病院・介護事業所等の専門スタッフとの連携を強化のために、安全・安心が保障した最後のセーフティネットとしての相談・援助体制の構築が求められている)	国家資格である社会福祉士は、生活保護の担当部署に必ず配置すべきものとなっておりませんが、社会福祉士の資格を有する者を現在4名配置しているところです。その他、生活保護を担当する職員については、社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格を有する者を配置し、社会福祉士とともに生活保護に関する相談への対応や関係機関との連携を行っております。また、職員は県等が行う各種研修会への参加や課内での勉強会の実施など、資質向上に努めているところです。専門職の増員については、今後の福祉全体の動向も見ながら研究を行っていきたいと考えます。	総務部

	はにづいての安全者 凹合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
③ 子どもと家庭は様々な課題を抱えており、市民からの相談・援助をおこなう相談センターの職員は、支援の強化や専門性の発揮、また保健・福祉・教育等の関係機関との連携・強化のため、非正規職員の正職員化と増員を行うこと。(説明:専門職のスタッフが管理的業務等の兼務の解消などの業務負担を軽減し、担当する職員の配置は最低生活保護の配置基準並みの80ケースをメドに増員すること)。	乳幼児から18歳未満までの子どもに係る切れ目のない発達支援の強化・推進を図れる体制として、現行のこども発達・家庭支援センターの発達相談支援と教育センターの教育相談支援の窓口を一元化した相談窓口の新設を平成30年度に検討しており、専門職の臨床心理士は正職員として採用することとしております。	総務部
④ 人権センターの職員を増やすこと。(相談・援助活動に加え、フードバングの創設やこども食堂の地域ネットワークづくりなどの責任と役割を果たすとともに事業への目標達成のために、職員の増員を行うこと)(説明: 鳥取市子どもの未来応援計画の促進と目標達成にとって、諸事業と関係機関との調整をする人材の配置は不可欠である)	各地域で広がりつつある「こども食堂」の運営を安定的に継続していくため、側面的なサポートを担う「ネットワーク機能」の充実等のため、効果的な執行体制について、必要に応じて検討します。	総務部
⑤ 想定外の集中豪雨や豪雪などの自然災害が増えており、市 民の命と財産を守るためにも市職員定数を計画的に増やす こと。また、総合支所の職員を増員し、緊急事態における 判断が現場でできるように権限を持たせること。	職員定数については、鳥取市を取り巻く様々な状況の変化に対応すべく、平成28年度から新たな定員管理方針を定めておりますが、健全な行財政運営の観点から、引き続き適正な職員数の維持に努めるとともに、新たな行政需要に対応できる職員数を確保していきたいと考えております。	総務部
14 マイナンバーについて ① 「住民税の特別徴収税額通知書」にマイナンバーを印字す	■ 平成30年度以後の年度分の個人住民税における特別徴収税額通	
ることをやめること。	知(特別徴収義務者用)へのマイナンバー記載につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年総務省令第83号)が、平成30年1月1日に施行され、「特徴義務者用通知を書面により送付する場合には、当分の間、マイナンバーの記載を行わないこととする」とされましたので、法令の規定に従い対応します。	総務調整局

	マについての安全者 凹合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
15 各種審議会の見直しについて		
① 各種審議会の構成メンバーは、多様な意見が反映し、活発な意見が出る審議会となるように、見直しを行うこと。(例えば、水道料金も介護保険料も個人を中心に負担を求める性格上も、多様な意見が反映するように個人・公募委員を増やすこと、公募委員に比べて発言が必ずしも多いと言えない関係団体の枠を固定化しないで、男女比率のバランスも改善をしていくこと)	現在、審議会等の委員の選任については、「審議会等の設置・運営等に関する基準」等で定め、特に専門性を必要とする場合を除き、公募に努めることとしております。公募の選任割合も20%を超えることを目標としており、近隣の他の自治体と比べても同等もしくは高いものになっております。また、関係団体からも専門的な知識を聞くことはもちろんのこと、広く各界各層からの幅広い意見を審議会等に反映させることを考慮しており、今後も引き続き専門性及び幅広い意見の確保に努めていきたいと考えております。	総務部
② 市民負担となる保険料や料金については、議会に提案する前に市民への説明会を行い、さらに市民の意見を反映させるなど、従来のやり方を抜本的に見直しすること。	現在、鳥取市市民政策コメント実施要領第3条において、市民 政策コメントを実施する範囲として「市税の賦課徴収並びに分担 金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するもの」は除くこと としており、市民説明会の開催についても、同様の取り扱いと考 えています。 今後も施策等に市民の声を反映させるよう、その内容に応じて 適切に対応していきます。	企画推進部
16 まちづくりについて		
① 本庁舎跡地の活用については、市民の意見をよく聞き、時間をかけて検討すること。	現本庁舎等の実際の跡地活用は、本庁舎の移転が完了した数年 先となります。現本庁舎等跡地については、中心市街地に位置する本市の貴重な財産(広くまとまった土地)であり、本市の将来 を見据え、市民の皆さんのご意見を十分お聞きするとともに、議会の皆さんの意見をお伺いしながら、全市的な観点で活用方策を検討していきます。	都市整備部
② 公園の遊具を更新する場合は、地元住民や利用する子育て中の保護者の意見をよく聞いて遊具の選定をすること。	公園の施設更新にあたりましては、現在も公園愛護会への連絡や町内への回覧などにより情報提供を行っているところです。今後は、遊具の内容や対象年齢など詳細な情報もわかりやすく説明していきたいと思います。	都市整備部

	Rに フバートの女主音 四合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
③ パブリックコメントの募集にあたっては、市民が気づかないまま終了していたり、内容が十分に伝わらず、意見提出が少ない場合がある。情報公開や説明責任の観点からも、募集期間中に公民館単位で説明会を開き、その場で意見を聴くことも含め、市民が意見を出しやすいような工夫や改善を行うこと。	パブリックコメントの募集については、鳥取市市民政策コメント実施要綱に基づき、市民へ的確に情報提供を行います。説明会の開催等については、施策の内容等を判断して適切に取り組んでいきたいと考えます。	地域振興局
17 選挙について		
① 掲示板設置場所の点検と見直しをおこなうこと。(説明:最近、投票率が向上しない選挙が多くなっている。その原因はいくつか指摘されているが、候補者等の周知も不十分である。掲示板が公園などに設置されたものには、道路より奥の位置に設置されるなど、わかりづらい場所もあり、また人通りも少ない道路・公園に設置されているものもがある)	ポスター掲示場は、公職選挙法及び政令により、投票区の有権 者数及び投票区の面積等を踏まえたうえで1集落1箇所を基本に 設置しており、昨年の衆議院議員総選挙では市内の592箇所に設 置しています。 今後とも選挙が行われる際には、設置場所の点検を行い、効率 的な設置となるよう取り組んでまいります。	選挙管理委員会
② 郵便における不在者投票及びその投票における代理記載制度は、市民の政治参加と民主主義の保障として、障がい者・介護保険担当課との連携を強化し、きめ細かい制度の周知を行うこと。また、投票率の向上のためにも手続きの簡素化を国に要望すること。(説明:全体の投票率とこの制度による投票数が低迷している。	郵便による不在者投票制度及びその投票における代理記載制度については、鳥取市公式ホームページに常時掲載するとともに選挙の際には、その都度関係記事をとっとり市報に掲載し周知を図っています。また、市の関係課の窓口にパンフレットを配置し、制度の周知に努めています。 郵便等による不在者投票の手続きについては、公職選挙法施行令に、投票用紙及び投票用封筒の請求及び不在者投票の方法について細かく規定されておりますので、これを簡素化することは困難と考えます。ただし、投票用紙等の在宅への郵送、投票後の選挙管理委員会への郵送は速達で行っており、迅速に投票していただけるように対応しています。また、選挙の際には、郵便投票証明書の交付を受けた方に対し、公示または告示日までに事前に請求書等の書類をお送りすることにより、速やかに請求していただけるように対応しています。	選挙管理委員会
18 風力発電について		
① 自然環境や健康に影響及ぼすおそれのある大規模な風力発電計画は県や事業者に中止を求めること。情報提供を求め公開すること。周辺住民の意見をよく聞き、県に市としての意見を提出すること。	事業者に対して市民生活への影響、河川や水源への影響、動植物など生態系への影響、景観への影響など様々な事項に配慮し、調査及び計画を行うよう国、県からも意見が出されておりますが、本市としてもその都度内容をチェックし意見を述べていきたいと考えています。	環境下水道部

2010年度 大座児 17昇 2 旭牙	マル・レッ安全音 四合 	担当部
2(= /1) /		1보크 파
19 新庁舎建設について ① 安全第一の建設工事とするよう、市としても安全対策に取り組むこと。	本市では、契約書の現場説明書の中で、受注者に労働災害のリスク低減のための施策に積極的に取り組むことを求めるとともに、定期的に作業員全員参加による安全教育・訓練等を実施することなどを定めた施工計画等を工事着手前に提出することを義務付けています。 市では、この提出された施工計画等の内容が、作業員の安全対策が図られたものになっているか事前に確認するとともに、工事着手後は現場において、計画通りの対策が行われているかどうかを確認し、不十分な場合には改善の指導を行っていくこととしています。	庁舎整備局
② 下請けに違法な働き方がないようチェックし、市は発注者としての責任を果すこと。	本市では、契約書の現場説明書の中で、下請業者を活用する場合には、以下に掲げる事項等について留意するよう受注者に求めています。 ・優良な専門工事業者の選定 ・適正な価格による下請契約の締結 ・代金支払等の適正な履行 ・適正な施工体制の確立 ・下請における雇用管理等の指導 加えて、受注者に対して、国が定める建設工事標準下請負契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約を、必ず下請工事着手前に締結すること、契約締結後すみやかに施工体制台帳及び施工体系図等を市に提出することを義務付けています。これらの取組みにより、受注業者と下請業者の関係が適正に保たれるようチェックしていくこととしています。	庁舎整備局
20 農林水産業の振興について		
① 食料自給率の向上のため、地産地消を推奨すること。保育 園・幼稚園を含め学校給食の地産地消率をさらに上げるこ と。福祉・病院等への地モノ消費拡大に対する補助をつく ること。	平成30年度から第6期鳥取市地産地消行動指針をスタートさせ、学校給食の地産地消率の向上、福祉・病院等への地物消費拡大など、地産地消を推進することとしています。福祉・病院等への地物消費拡大に対する補助については、これまでには、県・市事業により病院食の提供に係る機械・施設整備への助成を行ってきたところであり、既存事業の活用を含めた対応を検討したいと考えます。	農林水産部

ZUIO中及	(についての安全者 四合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
② 食料自給率の向上を、国の食料政策の中心におくこと。日本農業を支えている農業経営の多様性を十分に認識し、家族経営農業を尊重する施策を本市独自でつくること。	飼料用米、大豆、飼料作物等への作付けへ助成する水田活用の直接支払交付金の予算確保を国に求めていくとともに、本市でも、同交付金を活用した作付けを推進します。本市の農業は、法人経営が増えつつありますが、大多数は家族経営であり、これまでと同様に施策の対象としていきます。	農林水産部
③ 稲作農家への戸別所得保障の継続を国に求め、当面10アール当たり1万5千円を鳥取市で助成制度を作ること。	稲作農家への戸別所得補償として市独自に10アール当たり1万5千円を助成するには約3.4億円の財源を必要とすることから現実的でないと考えます。国は、平成29年産をもって米の生産数量目標の配分と米の直接支払交付金を廃止しますが、今後も、稲作農家の収入が確保され、営農が継続できる実効性のある政策と十分な予算確保を国、県へ求めていきます。	農林水産部
④ 食の安全をおびやかす種子法廃止による混乱に対し、国に対処を求めること。	主要農作物種子法に基づく県農業試験場、鳥取県産米改良協会による稲、麦、大豆の種子生産、農家への供給は、平成30年度以降も継続されるため、食の安全が心配されている遺伝子組み換え作物などに代わる状況ではありません。今後の状況を注視しながら必要に応じて県、国へ要望したいと考えます。	農林水産部
21 水道料金について		
① 大幅な改定である水道料金引き上げは、市民の合意がないものであり、実施は延期すること。	節水意識の定着などにより、全国的に水道使用水量は減少傾向で推移しており、本市においても、厳しい経営環境が続くものと考えています。水道の普及が図られた高度経済成長期に整備した施設の老朽化に伴う更新や災害対策を着実に行い、将来にわたって、安心・安全な水道水をお届けする事業費用の確保に水道料金の見直しが必要となったことにより、平成30年4月以降に使用する水量について、平成30年度から平成34年度までを料金算定期間とする平均改定率18.4%の水道料金改定を行うものです。この水道料金改定のための条例改正については、平成29年9月定例市議会において議決されているところです。	水道局

	はに*ノいしの安全者 凹合	
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
② 渇水対策である殿のダム関連の負担と企業再編等の一般市民には関係のない減収分は、一般会計の繰り入れをおこない、引き上げ額の見直しを検討すること。	殿ダムは、洪水調整などの治水、農業用水、工業用水、水道用水、発電などのための多目的ダムとして建設されたもので、平成元年に鳥取市議会において参画することを決定し、1日2万方メートルの水道用水に対する利水参加により、鳥取市水道局でもダム負担金を支払っています。本市水道事業における殿ダム水源の現在の位置付けについは、ダムの使用権設定が行われている段階であり、取水施設ることから、千代川を流域が異なる袋川の水であると考えています。公営企業として運営される水道事業においては、公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮することが求算制の原則を基に必要な経費は水道料金収入をもって般会計からのもとする場出基準は毎年総務省から通知でおり、社会情勢のととるです。なお、本市における水道事業会計に対する一般会計からの特別な支援の例として、平成29年4月に統合したも簡易水道事業ののところです。なお、本市における水道事業会計に対する一般会計からの特別な支援の例として、平成29年4月に統合した簡易水道事業取ることが困難な状況であることから、水道事業の負担とならない、十分に配慮した繰入れが行われています。ことが特別なケースの場合を除き、通常の事業運営に対する支援は限定的に行われるべきと考えています。	水道局
③ 低所得者・生活保護世帯への負担軽減のために、基本料金を減免すること。(今回 大幅に引上げられたため、市民には相当な負担である。他都市のように生活保護世帯や福祉的制度が適用されている世帯を対象に、基本料金の減免を行うこと)	水道事業は独立採算制で、水道料金収入を主な財源として自治体が経営する公営企業として運営されています。水道水の供給を受け、その受けたサービスの量に応じて対価である水道料金を利用者が支払う受益者負担の原則などから、本市水道事業において、使用者の方の所得により料金を減免する制度は設けていません。 ただし、地下や床下など容易に発見することできなかったと認められる漏水があった場合の水道料金は減額の対象となります。漏水箇所によって、漏水したと想定される水量の3分の1又は2分の1を減額する制度を設けています。	水道局

2010年度 共産児 「异こ旭米についての安全者 四合		
要望項目	左に対する対応方針等	担当部
22 非核・平和について		
① 国に「核兵器禁止条約」に批准するよう求めること。	条約の批准については、外交などの国政に関わる事柄であり、 国が判断すべきことと考えています。したがいまして、本市とし て国に条約の批准を求めることは考えていません。	総務部
② 平和首長会議の行動計画でも「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名が提起されている。非核平和宣言都市実行委員会に対し、市が署名の推進を呼びかけること。	本市は、核兵器の廃絶と恒久平和を実現することを目的とする 日本非核宣言自治体協議会や平和首長会議に加入し、また、非核 平和都市宣言推進鳥取市実行委員会を設置し、様々な平和に関す る事業を行っています。 平和首長会議においては、「核兵器禁止条約」の早期締結を求 める署名活動を展開されており、鳥取市長も署名をしているとこ ろです。非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会にこの活動に取 り組むことを呼びかけることについては、ご意見として、会の総 会で報告してまいりたいと考えています。	総務部
23 安保・外交・その他		
① 立憲主義と憲法の平和主義に反する安全保障関連法制(戦争法)を廃止するよう国に求めること。	安全保障関連法制の制定までには様々な議論がありましたが、 最終的に国会で審議され可決されました。国民を代表する国会議 員が立法した法律や閣議決定事項に対し、廃止や撤回を求めるこ とは考えていません。	総務部
② 消費税10%増税に反対すること。	消費税率の10%への引き上げは、将来にわたる安定した社会保障制度の確立に向け、国において議論が重ねられ決定された事項です。消費税増税に代わる社会保障関連経費の財源が新たに確保できる保証がなければ、引き上げの中止は困難と考えます。	総務部

要望項目	左に対する対応方針等	担当部
③ TPP批准に反対すること。	【経済観光部】	経済観光部農林水産部